

那覇市教育委員会会議録

平成29年度第7回(定例会)

署名人 比嘉佳代

委員長 神村洋子

開催日時 平成29年7月4日(火) 開会 午後3時00分

閉会 午後4時00分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 神村洋子委員長、饒波正博委員、比嘉佳代委員、本仲範男委員、渡慶次克彦教育長

議事日程

- 1 議案第9号 那覇市就学支援委員会委員の委嘱について 【学校教育課】
- 2 議案第12号 教育事務点検評価委員会への諮問について 【総務課】
- 3 議案第10号 平成30年度に認定こども園へ移行する幼稚園の決定について 【こども政策課】
- 4 議案第11号 平成31年度に認定こども園へ移行する幼稚園の決定について(垣花幼稚園) 【こども政策課】
- 5 議案第12号 教育事務点検評価委員会への諮問について 【総務課】

【生涯学習部】屋比久猛義部長、山内健副部長

(総務課)仲程直毅課長、森田勝副参事、金城国夫主幹、伊禮道子主査、奥浜隼人主査

【学校教育部】黒木義成部長、森田浩次副部長

(学校教育課)武富剛課長、上江洲寛副参事、野原洋子指導主事、宮平佳樹主任主事

【こどもみらい部】浦崎修部長、末吉正幸副部長兼こども政策課長

(こども政策課)並里しげみ担当副参事、大城孝史主幹

会議録作成(総務課)幸地英子主査

神村委員長 平成29年度第7回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日の会議録署名は、比嘉委員にお願いいたします。

議案第9号「那覇市就学支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。黒木部長、お願いいいたします。

黒木部長 議案第9号「那覇市就学支援委員会委員の委嘱について」、那覇市就学支援委員会委員を別紙のとおり委嘱する。平成29年7月4日提出。教育長 渡慶次 克彦。

提案理由 那覇市就学支援委員会委員の任期満了に伴い、那覇市就学支援委員会規則第3条及び第4条の規定に基づき委員を委嘱するので、この案を提出する。説明は学校教育課で行います。

神村委員長 はい、武富課長、どうぞ。

武富課長 次のページをご覧ください。那覇市就学支援委員会委員、委嘱される委員の方の名簿となっております。発令年月日は全て平成29年7月22日、1番目は松田 敦子先生、那覇小学校の校長先生を始め19名の方が今回委嘱されます。全て継続となっております。次のページをお願いします。那覇市就学支援委員会規則となっております。第3条に「委員会は、委員20人以内で組織する」とあり、今回は19名の方を委嘱することになっております。説明は以上でございます。

神村委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいいたします。意見が出ないようすでにお尋ねしますけれども、3ページの規則の第6条の3、「ただし、第2条第1号の議事については、全員一致でなければならない」とありますが、判定先の学校の決定ですよね。これまでに全員一致とならなかったとか、そういうこともありますか。全員一致というのは多数決をとるのでしょうか。この判定で全員一致というのは、それぞれの見方があつて難しいなと思います。基準がありますから、もしかしたら判定しやすいのかも知れませんけれど、全員一致というのは少し気になります。はい、どうぞ。

野原指導主事 審議の場では、就学支援委員の担当の先生が発達検査や面談等を通じた、保護者の願いやお子さんの状況等をご説明した後に、このお子さんの状況を踏まえた学びの場はどちらが良いかということで、各委員よりいろいろと意見をいただきます。意見がまとまってきたところで、委員長の方から「今のこの子の現状況を考えた時に」ということで学びの場の最終の確認をしております。「全員一致」ということになっておりますので、委員長の方から最終確認の際に、「全員一致ということでよろしいですか」という確認をしていただき異議がない場合は委員の皆さんに「はい」とお答えしていただき、異議がある場合はご意見をいただきながら審議を続けることになります。昨年度は、意見が分かれて審議がまとまらなかつたということはございませんでした。

神村委員長 このように、親御さんにこの課程が望ましいですよと伝えなければいけないものですね。そういう意味では全員一致というのは、とても大事だと、皆さんと同じよう

に見ていますというのが大事であるから、必要なことだと思いますけれども、19名もいるとこれが上手くいくのかなと少し思つたりもしました。ほかにございませんか。よろしいですか。では議案第9号「那覇市就学支援委員会委員の委嘱について」は、原案のとおりで異議はございませんか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしということあります。議案第9号「那覇市就学支援委員会委員の委嘱について」は、議決いたしました。

次に参ります。議案第12号「那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について」を議題といたします。屋比久生涯学習部長、お願いいいたします。

屋比久部長 議案第12号でございます。「那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について」、那覇市教育事務点検評価委員会に別紙のとおり諮問する。平成29年7月4日提出。

教育長 渡慶次 克彦。提案理由でございますが、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について那覇市教育事務点検評価委員会に諮問するため、この案を提出するものでございます。詳細につきましては、総務課から説明をいたします。

神村委員長 仲程課長、お願いいいたします。

仲程課長 議案第12号の次のページをご覧になってください。諮問文のかがみに当たる部分です。神村委員長から教育事務点検評価委員会の又吉 繁委員長に諮問ということあります。記の下、1番の諮問事項です。平成28年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を諮問していただきます。2番目、対象となる事務事業は、(1)から(17)の17事業について外部評価をしてもらいたいという諮問になります。対象事業は別冊にございますけれども、具体的な内容等、重要な点については、前回の25日の教育委員会会議におきまして説明させていただきましたので、割愛させていただきます。別冊をご覧になっていただけますでしょうか。少し厚めの別冊です。1ページ目に、教育事務点検評価対象事業ということで、先程の1から17事業について、各所管課が内部評価をした内容が評価一覧ということで記載されています。事業名、主管課があって、2番目に妥当性・効率性・有効性・総合評価と、それから今後の展開とあります。入力されている数字とアルファベットが、主管課の内部評価です。それから評価ということで、妥当性・効率性・有効性の3つの視点から行っていますが、それぞれ得点が5点満点ということになりますして、合計しまして満点が15点ということになります。総合評価としてはその15点を、15点~14点はA評価、13点~11点をB評価、10点~8点はC評価という具合に、A・B・C・D・Eの5段階で評価しています。今回はC・D・Eというのはなくて、AとB評価になっております。1番目の公民館講座事業につきましては、5公民館のそれぞれの館が、内部評価ということで提出はしてございますけれども、外部評価では1つにまとめて、1事業として評価をしてもらうということで考えております。

ページをめくっていただけますでしょうか。2ページ以降は各事業主管課が作成した事務事業点検評価シートでございます。これはいろいろ参考になることが記載されております。まず左側からいきますと、2番目の事業の目的・概要に妥当性を評価するための情報が載っています。3-1が効率性を評価するための情報、3-2も効率性を評価するための情報です。3ページの4、成果というところが、有効性を評価するための情報で、真ん中の5、内部評価は各主管課が評価した欄でございます。今後のスケジュールとして7月中旬までに2回程、評価委員会と各主管課に対してのヒアリングを行いまして、7月下旬頃には評価委員による協議を行い、8月上旬にはその結果を点検評価の報告ということで各主管課に報告して答申書をまとめていくということで、最終的な答申をまとめてこちらの評価をしていくというふうに考えております。説明は以上でございます。

神村委員長 説明が終わりました。この件につきまして、ご質問、それからご意見等がありましたらお願ひいたします。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 確認ですけれども、これは点検評価委員から何名かいらっしゃいまして、この方達に例えばAさんはどこからどこまでと、Bさんはどこからどこまでと、全てではなくて、分けて評価してもらうということでしたよね。17項目全てですか。

神村委員長 はい、どうぞ。

仲程課長 取りあえず、そういう割り当てをします。5人の評価委員がおりますけれども、一番多い人で4件、一番少ない人で2件ということにはなっておりますけれども、まずその各委員が評価をしてきて、それを全委員に対して公表いたしまして、これを再度、全委員で協議をしながらこの事業は評価がこうですよねということで、最終的には合意でもって評価をしていくという形になります。

神村委員長 ヒアリングを全部、一緒に行うとおっしゃっていましたよね。

仲程課長 全員です。

神村委員長 全員、その事業について全部一応詳しく聞いていますか。

仲程課長 聞きます。はい。

本仲委員 評価委員と、私達、教育委員会との話し合いは持たないですよね。

仲程課長 はい、持ちません。

神村委員長 はい、饒波委員、どうぞ。

饒波委員 直接、事務点検とは関係ないかも知れませんが、16ページの体育館の開放事業ですけれど、この妥当性を評価するための情報で、管理指導員というのがありますけれども、これはどういった職種というか、どういった方でしょうか。各学校にいるようですけど。

神村委員長 管理指導員、16ページにあります。

饒波委員 誰が行っているのですか。

- 神村委員長 はい、どうぞ。
- 仲程課長 子ども達が帰った後、体育館を開放いたしますが、そこに管理指導員ということで、一般公募した人を配置しております。体育館のカギの開け閉め、それから体育館を使用しているメンバーへの指導・監督をする人がその時間帯にいます。そういう方を管理指導員という名称で呼んでいます。
- 饒波委員 地域の人であったり、あるいはガードマンのような、いわゆる業者の方であったりということですか。
- 仲程課長 業者はいないです。地域の方がほとんどだと思います。
- 饒波委員 ありがとうございます。
- 本仲委員 だいぶ前からいますよね。僕が小禄南小勤務の頃にもいましたけれども、非常に助かります。
- 神村委員長 ほかにありましたら、お願いいいたします。はい、どうぞ。
- 饒波委員 前回、5月25日の時に内部評価の時に、この事業の財源、財源も期限付きの財源がありましたよね。そういう財源と後はこの事業の大切さと、持続可能性というか、そちらのほうも評価していただければなとは思っていますけれども、その視点でいくと、12番、33ページの就学援助、内部評価の効率性4番ですね。就業評価、今回は就学評価をするために、医療費に係る審査の専門非常勤を配置したと、これに対してのこの評価では、それによって事業コストは前年度より比較し増加しているが、当該事業を継続していくうえで必要なものと考えていると言うコメントがあって、これこそ正にこの事業が大切であり持続させるために多少コストは払ってでも、続けていこうという視点が、これは中々、内部の方からしか出てこないような視点だと思うので、これを外部の方がどう評価するのかと言うのが凄く興味があるのかなという感じです。意見です。こういうのが出て良かったなと言うことでした。はい。
- 神村委員長 よろしいですか。私もここをマークしましたけれども、有効性5ですよね。最高の評価で、評価の中でも申請率は目標を達成したと、その目標というのがよく解らないのですが、これ位の率で、というのがありますか。詳しく読んでいないから解らないのですが、5になったという、評価が自分達で出来たという実感が行政にあるというならば、この貧困という問題に関してもクローズアップされていますし、ある意味で凄く良い仕事をしたのかなというふうに私自身もこれを読みながら評価をしましたけれども、どれ位の達成率がありましたか。申請率はこれ位という。33ページの真ん中の有効性の評価です。評価に関する説明のところで、目標というのか、今年はこれ位というものがありますか。
- 仲程課長 成果指標の右上、今、神村委員長がおっしゃったところでございまして、32ページの下段の平成27年度・28年度の実績を見ると、申請者が増えているということがありますけれども、ここにつきましては周知を図るという活動が、ある意味上手く

いっているということで、その制度があるということを知って申請をしてくるということで、上がっているということになります。この成果の方法、認定率ですが、目標が斜線になっているのは、50%とか、80%になれば良いということではなくて、結果としてその認定率である、適正に認定をして支給までこぎつけましたよ、という意味合いにもなります。50%ということになってしまふと、返って困りますよね。

神村委員長 認定が50%ということですね。

仲程課長 そうです。そういう意味ではなくて成果としては、結果、認定をしたという成果は載っていますが、これが高ければ良いという趣旨ではないので、目標値設定というのがそもそも省かれているということになります。

神村会長 申請率は活動指標のところですね。

仲程課長 申請率は32ページの下段になるわけです。これは申請率です。これは上がっておきます。

本仲委員 広報のタイミングが良かったということですね。

仲程課長 そうですね。

神村委員長 仲程課長が広報をとても大事にしたいという話をしていましたよね。

本仲委員 大事ですよ。

神村委員長 学校の現場を離れてはいますので、直接の声というのはあまり聞く機会がありませんが、学校の校長先生方は、そういう家庭の子ども達を見たりしていますから、現実的に、日常的に見て、少し変わったかなという実感などはありますかね。これはどうですか。

黒木部長 今、相談課がやっています寄添支援員の方が、まめに各家庭の状況を校長先生にもお伝えしておりますので、この辺りは、神村委員長がおっしゃるように情報が校長先生には入ってきているのではないかなと思っております。

神村委員長 今まで見えなかった部分が、校長にも見えることによって、校長も声をかけたりしながら、この子を育てていけるという教育的環境がとても良くなると思います。波及的にね。だからそういう意味ではこういうことが充実していくことがとても大事なことかなと思います。

はい、ほかにございませんか。はい、比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 私もこのページをチェックしていましたが、新小学1年生の課題が多いとあります
が、課題がどんなものなのかなということをお伺いしたいと思います。成果と課題とい
うものが。今後も研究を続けていくとあります。

神村委員長 はい、黒木部長、どうぞ。

黒木部長 細かくは書いてありませんが、中学1年生が来年度からは、就学前の3月に、今
6年生を対象に支給しますが、これを小学校にもやってほしいという意見がありまし

て、ところが小学校入学前というのは子ども達が幼稚園に行ったり、こども園に行っていたり、保育所に行ってたりとか、また行っていない子ども達とか、いろいろ居たりして、なかなかそれが難しかったということもございまして、そこに一つの支給のための課題があるというふうに、ここは書いていると思います。

神村委員長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。はい、どうぞ。

森田副部長 先程、ご質問がありました申請率の目標値ですけれども、これは32ページにある、平成28年度実績の29.5%ですね。これが目標値であり、また実績ということでございます。結局、目標値と実績値がイコールで回答されておりますので、そのことを説明しておきます。

神村委員長 これを見てみると中学校のほうが多いのですか。

森田副部長 そうですね。

神村委員長 はい、ほかにございますか。よろしいでしょうか。では議案第12号「那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について」は、原案のとおりで異議はございませんか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことであります。議案第12号「那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について」は、議決いたしました。

続きまして、議案第10号「平成30年度に認定こども園へ移行する幼稚園の決定について」を議題といたします。こどもみらい部長、お願いいいたします。

浦崎部長 はいさい。うにげーさびら。本日は2件、まず議案第10号「平成30年度に認定こども園へ移行する幼稚園の決定について」ということでの議案でございます。平成30年度に認定こども園へ移行する幼稚園を別紙のとおり決定する。平成29年7月4日提出でございます。提案理由といたしまして、平成30年度に認定こども園へ移行する幼稚園を別紙のとおり提案をいたしますのでこの案を提出します。2ページ以降はその詳細でございますが、こども政策課長より説明させたいと思います。

神村委員長 はい、こども政策課長、お願いいいたします。

末吉課長 ページをめくって、認定こども園の決定についてという資料の説明をしたいと思います。最初の6行を読み上げたいと思います。那覇市立幼稚園の整備・運営に関する基本方針を定めた、「那覇市立幼稚園の今後の在り方について」に基づき、平成30年度に認定こども園へ移行する幼稚園を次のとおり決定する。なお、平成30年度の移行園については、平成29年2月2日開催の教育委員会会議において報告を行った、移行候補園と同じであり、認定こども園移行推進委員会へ付議済みである、ということで、正式なこども園へ移行については、幼稚園の廃止条例を12月議会を予定しております、その時に正式な決定となります。今回は認定こども園、公私連携型を募集するにあたって事前に教育委員会会議の議決をいただきたいということで、挙げております。平成30年度移行園ということで12園、公立型が6園、城北・城南・壺

屋・与儀・天妃・小禄南。公私連携型が6園、松川・神原・城岳・松島・古蔵・仲井真ということになっております。公立型・公私連携型移行候補園の選定につきましては、前回の教育委員会会議でも説明したとおり、それぞれの条件に従って決定しているところとなってございます。次のページに全体の配置図を掲載してございます。この右下に、公立型と公私連携型の数が載っておりますが、現在のところ、公立型として17園、公私連携型として19園を予定しております。方針では半分程度という表現でしたが、今のところ17園と19園ということで考えております。平成28年度は既に5園移行しまして、今年の4月にも5園移行しています。残り26園につきまして平成30年度・31年度で移行するということで現在のところ計画通り順調に進んでいる所でございます。簡単でございますが、議案第10号につきましては、以上のご説明といたします。ご質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。

神村委員長 はい、ありがとうございました。この件について、ご質問、ご意見等がありましたらお願ひいたします。確認ですけれども、この図で見ると今は白黒ですけれども、原図は公私連携とかそういう部分の色分けになっていますか。

末吉課長 色が濃い順に移行年度になっています。

神村委員長 移行年度ですね。色が少し違うので何か意味があるのかなと考えました。

末吉課長 一番濃いのが昨年度移行した所、その次が今年度、白はまだで、平成31年度、次年度以降に予定しているところです。

神村委員長 はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 今のところ順調に移行が進んでいるということですが、平成31年度までには、もう全ての幼稚園が認定こども園になって、それで専任の園長先生が配置されるということですね。就学前教育と就学後の教育が凄く充実するなと思って非常に期待しています。

神村委員長 よろしいですか。はい、ほかに。

本仲委員 小学校の校長が幼稚園に毎日行くということは、とても大変なことです。そういうふうなことではいけないので、就学前教育も専任が着くということで、非常に期待しています。以上です。

神村委員長 はい、比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 移行に伴って、何らかの問題やトラブルとか、そういったものがありますか。

神村委員長 はい、どうぞ。

末吉課長 昨年度から始まりましたが、昨年度は学校とこども園連携の部分で少し、問題ではないですけれども、上手くいかなかった学校が1園ありました。ただ、それについても両方の中に、こども政策課も入りながら調整した結果、現在のところ問題はないです。総体的には、小学校側・こども園の両方から良い評価をいただいているところであります。運営側の公立型、公私連携型問わず、両方とも上手くいっているというこ

とで、今、認識しているところあります。

比嘉委員 休憩をお願いします。

神村委員長 休憩いたします。

～休憩～

～再開～

神村委員長 再開いたします。ほかにございませんか。よろしいですか。前、学校現場にいましたので、学校の教育計画の中に学校長の方針として、幼少連携に関わることというのを勉強していかないといけませんが、園長でもあるので、とても意識は強かったのだと思っています。今回は小学校の校長先生方は園長を外れていくということで、私は当然、意識としてというよりも、もっと意識して向こうの園長先生と連携をしなければいけないと思うんですね。この辺はどうでしょうか。

末吉課長 今回の募集要項の中でも、併設する小学校教育との円滑な接続とありますて、これが重要ということで、定例的なこども園・小学校接続会議、この実施を義務付けていけるところです。昨年度まではそういう定期的に会議を持ちなさいという程度に抑えていましたが、正式な会議として位置づけなさいとしています。両方ともお互いに気を使ってなかなか声をかけづらい、という園もありましたから、接続会議という正式な会議を設置するように、今回から動いております。その中で、月1回だと、学年週1に1回位集まって会議している所もあるみたいです。円滑な意思の疎通を含めた連携を図られるのかなと、今、考えている所です。

神村委員長 はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 参考までに。私が南風原小学校にいた時に、2年目から専任園長が入りました。この専任園長になった方達は、学校長であったり、あるいは主任園長から上がった人をいました。4園あって、一人は主任から上がってきた人、後の3名は校長から上がった人でした。私が今、参考として話をしたいのは教育課程の中ではなくて、校務分掌の中に幼少連携の分掌担当を1人おいて、年間計画を立てさせました。1年では続かないと思うので、6年まで。これが非常に良い連携になっていましたね。これが定着していくので、それで幼稚園の園長さんもかなり意識してきますのでね。幼少連携ということを。こういうふうなことで仕向けていったらどうかなという感じはします。

並里担当副参事 はい、位置づけはあります。

神村委員長 定着するまで、やはり教育委員会は何らかのサポートはやりましたかとか、結果の報告とか、提出を求めるようなものがないと、なかなか定着は難しいのではないですかね。そういうことも必要だらうと思います。

本仲委員 もう一つ、学校現場には評価システムが入ってきていますよね。P D C Aサイクルで人それぞれの担当が評価しますので、定着してくると思うんです。

末吉課長 ありがとうございます。

神村委員長 はい、よろしいでしょうか。議案第10号「平成30年度に認定こども園へ移行する幼稚園の決定について」は、原案のとおりでよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 では異議なしのことあります。議案第10号「平成30年度に認定こども園へ移行する幼稚園の決定について」は、議決いたしました。

続きまして、議案第11号「平成31年度に認定こども園へ移行する幼稚園の決定について(垣花幼稚園)」を議題といたします。こどもみらい部長、お願いいいたします。

浦崎部長 引き続き、議案第11号をよろしくお願いいいたします。「平成31年度に認定こども園へ移行する幼稚園の決定について(垣花幼稚園)」ということでございます。垣花幼稚園を、平成31年度に公私連携幼保連携型認定こども園へ移行する幼稚園に決定する。平成29年7月4日提出でございます。提案としまして、垣花幼稚園を、平成31年度に公私連携幼保連携型認定こども園へ移行する幼稚園に決定いたしますので、この案を提出するということでございます。ちなみに、垣花幼稚園は平成31年度移行という予定で、1年先でございますけれども、法人による園舎建設を伴うため、今年度中に法人の選定を実施する必要があることから、この案を提出するものでございます。詳細につきましては、引き続きこども政策課から説明させていただきたいと思います。

神村委員長 はい、こども政策課長、お願いいいたします。

末吉課長 ページをめくりまして次のページです。先程の議案10号と関連します。平成31年度には公私連携型として6園を予定しておりますが、そのうちの1園が垣花幼稚園で、この垣花幼稚園については、こども園へ移行に伴い園舎の建設を法人で行うというところから、今回の議案として出されているところでございます。(1)、「法人による園舎建設とした理由」というところで、垣花幼稚園園舎は現垣花小学校体育館と合築されておりますが、昭和55年建設、築37年で、平成31年度において解体工事が計画されております。ファシリティマネジメントの観点、これは市の公共施設の縮減を図るという考え方でありますが、この観点及び市財政予算の軽減の観点から法人による新園舎建設を行う園として適しているということから選定しております。

(2)垣花小学校の運動場面積が小学校設置基準の運動場面積を充分満たし、かつ、管理上、小学校運動場の一部と切り離し用地を確保出来るため、とあります。参考までに小学校の設置基準、これは生徒数によって変動しますが、現垣花小学校では2.400m²です。垣花小学校の運動場の保有面積が5,010m²で、園舎建設に伴って運動場部分を若干削ったとしても、基本的に大丈夫と、学校教育上支障がないというところから、今回、選定しております。今後のスケジュールとしましては、先程の連携保育と同様に7月～8月にかけて公募を行いまして、9月に法人の選定、今年の10月から来年6月頃にかけて、新園舎の設計を行いまして、6月1日から着手、平成

31年7月頃に新園舎完成、8月に引っ越しし、平成31年10月には園舎の解体、体育館の解体がありますけれども、それに合わせた逆算のスケジュールということで、このようなスケジュールを立ててございます。平成31年4月には園舎が建つ前に、こども園として移行する予定にしております。平成31年4月移行ということでお話をさせていただいております。垣花幼稚園につきましては、それ以外にもう一点、少し特徴的なことがございまして、法人による園舎の建設と合わせて、垣花小学校では現在、放課後児童クラブを保護者主催で行っておりますが、その放課後児童クラブも新しくこども園を運営する社会福祉法人に運営していただいて移行することになります。施設についても現活用中の4教室が建て壊しということになっておりますので、新しいこども園の園舎の中で、こども園+放課後児童クラブを運営するという両方を想定しているところでございます。これを含めて募集要項を作成し、今回募集しようということになっております。ページをめくりまして、現況平面図等が記載されているページをご覧ください。資料中、現況平面図の右上、現在体育館が位置しているところ、その1階部分が幼稚園でございます。これが平成31年度の開園、その下にもう一つ校舎がありますが、旧校舎、この部分が解体予定となっております。垣花小学校は児童数の減ということで、この旧校舎が基本的に要らないという所がありまして、平成31年10月には両体育館と旧校舎を解体して、この部分に体育館が建設される想定がございます。これがあるためにこども園として使えないという所から、資料2の新園舎建設予定地ということで、運動場の左側部分に子ども園園舎を建ててもらう、丸く楕円形に表示しているのは、この設計についても法人側に一番適した設計をしてもらって、それを選定したいということで、大枠で園舎の建設地については示してございます。その次に写真のイメージがありますが、道路に面しながらなおかつ小学校の管理、校長先生の管理の権限がきちんと明確に出来やすいということで、現在の校舎と切り離した運動場側への設置ということで、予定をしている所でございます。説明は以上でございます。よろしくご指導をお願いいたします。

神村委員長　　はい、ご説明をありがとうございました。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。これは園庭と運動場の境目はなし、ということですか。

末吉課長　　運動場設置ということで、子ども達の安全+そこで遊ぶ子ども達の安全を含めて園舎と運動場についてはネット等でそのボールが当たらないような形の工夫を考えております。こども園の園庭としては、この建設予定地の左側の下の部分、楕円がかかっていないのですが、小学校としては使われていない角地の部分があります。このあたりを園地として子ども達の遊び場として、確保するような形にすれば、今後調整していく予定しております。

神村委員長　　わかりました。はい、本仲委員、どうぞ。

- 本仲委員 これ今、建設予定地、写真の所を見ていますけど、崖のある所ですか。
- 末吉課長 そうですね。はい。
- 神村委員長 はい、饒波委員、どうぞ。
- 饒波委員 これはまだ法人が決まっていないですよね。建設もして運営も行うというと結構、ハードルが高そうですけど、何か見込みがあるのでしょうか。
- 末吉課長 こども園移行に合わせて、将来的に複数の園については、園舎の建て替えも当初から想定しています、という話を法人側に差し上げているところです。その中でいくつかの園については、事前にご相談と申しますか、どんな形で進むのか、照会がございましたので、法人の何園かは応募があるものと考えているところです。
- 饒波委員 前にも説明を受けたと思いますけど、建物の所有者はどこになりますか。
- 神村委員長 はい、どうぞ。
- 末吉課長 建物の所有権につきましては法人に属します。土地については、しばらくは定期借地ということで、使用貸借という考え方で貸します。5年後については改めて見直して、民間でマンションを作る時の定期借地のような、新しく権利を持った形の設定での貸出しについても、今後検討していきたいと考えているところです。
- 神村委員長 はい、どうぞ。
- 饒波委員 建物を建ててくれた法人は、ほぼ永久的ということで、安心できますか。
- 神村委員長 どうぞ。
- 末吉課長 公私連携法人としての協定については、5年単位で更新となります。この期間で適正な運営がなされていたら更新があります。ただし、公私連携法人、小学校に付属するこども園としてふさわしくないような法人があった場合については、協定期間であっても取り消すことができます。その際、建物については、今後、協定の時に見直す定期借地の中で、権利関係について法的に整理していく予定ですが、法的には那覇市は買い取りをしなくても良いような形の契約も方法としてはありますが、道義的には、やはりある程度買い取らなければいけないだろうと、買い取ることがやはり必要なのかなというふうに、今は考えているところです。これについては、今後5年間の中の協定見直しの中で、整理していきながら法人と協議していきたいと考えております。
- 饒波委員 ありがとうございます。
- 神村委員長 はい、ほかにございますか。よろしいでしょうか。はい、では議案第11号「平成31年度に認定こども園へ移行する幼稚園の決定について(垣花幼稚園)」は、原案のとおりで異議はございませんか。
- 全員 異議なし。
- 神村委員長 異議なしということあります。議案第11号「平成31年度に認定こども園へ移行する幼稚園の決定について(垣花幼稚園)」は、議決いたしました。以上です。

以上を持ちまして、平成29年度第7回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。

案件の審議結果

議案第9号	那覇市就学支援委員会委員の委嘱について	原案どおり可決
議案第10号	平成30年度に認定こども園へ移行する幼稚園の決定について	原案どおり可決
議案第11号	平成31年度に認定こども園へ移行する幼稚園の決定について (垣花幼稚園)	原案どおり可決
議案第12号	教育事務点検評価委員会への諮問について	原案どおり可決